

令和 6 年度第 2 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 3 月 2 8 日

担当部・課：総務部総務課〔内線 4 0 3 4〕

① 件 名
文書に付する番号の枝番号による管理に関する取扱いの見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 文書に付する番号（収受番号、許可等の令達文に付す指令番号等）は、石巻市文書取扱規程（以下「文書規程」という。）第 8 条第 5 項に基づき、枝番号を用いることができると規定されている。 特に令達文書については、同項ただし書において、「枝番号を付することにより管理する必要があるときは、総務課長に協議しなければならない。」と規定しているが、実態として、年間の協議件数は数件程度であり、総務課においても、協議があった際に枝番号の管理を不適当とする判断材料がなく、実効性のない規定となっている。 【目的】 文書規程第 8 条第 5 項ただし書を削り、枝番号による文書の管理を行う担当課の手続を簡潔にすることで、事務の効率化、平明化を図るもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 石巻市文書取扱規程（平成 1 7 年石巻市訓令第 1 3 号） 石巻市公用文に関する規程（平成 1 7 年石巻市訓令第 1 4 号） 【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 1 7 年 4 月 石巻市文書取扱規程及び石巻市公用文に関する規程施行 平成 2 5 年 8 月 石巻市文書取扱規程の一部改正（第 8 条第 5 項ただし書の追加） 令和 7 年 1 月 石巻市文書取扱規程の一部改正（第 8 条第 5 項ただし書の削除）
⑤ 主な内容
1 文書規程第 8 条第 5 項ただし書の削除 令達文書における枝番号による文書の管理を行う必要があるときは、総務課長に協議しなければならない旨の規定を削り、必要と判断した文書については各課（文書主任）の判断により枝番号による管理を行うことができるものとする。 2 文書番号の取扱いの統一化・適正化に関する周知の実施 上記改正及び文書規程における条文の解釈、解説、指針、実務における具体的取扱い等について、総務課長通知により庁内に周知を行う。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 枝番号を付することにより文書の管理を行う担当課の手続を簡潔にすることで、事務の効率化を図られる。 【市財政への負担】 特になし。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討		
【文書の取扱いを規定した例規における枝番号に関する規程の状況】		
自治体名	枝番号に関する規定	協議に関する規定
宮城県	無	無
仙台市	無	
塩竈市	有	
気仙沼市	無	
白石市	無	
名取市	有	
角田市	有	
多賀城市	有	
岩沼市	有	
登米市	無	
栗原市	無	
東松島市	無	
大崎市	無	
富谷市	無	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日		
令和7年4月1日 石巻市文書取扱規程の一部を改正する訓令 施行		
⑨ その他		